

私第1118-21号
平成25年8月16日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）

標記について、文部科学省初等中等教育局長及びスポーツ・青少年局長から通知がありましたので、お知らせします。

各学校（園）におかれましては、体罰に係る実態把握（第2次報告）の結果を踏まえ、厳しい指導の下で、若しくは保護者や児童生徒の理解を理由として、体罰や体罰につながりかねない不適切な指導をしておこなったか、これまでの取組を検証し、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知の全文は、大阪府ホームページ『私立学校（園）向けのお知らせ』に掲載していますので、以下のアドレスからご覧ください。

また、大阪府内の私立小・中・高・中等教育学校（通信制を除く）における体罰の実態把握にかかる報告（文部科学省調査）を、8月9日に報道発表しておりますので、あわせてお知らせいたします。

【ホームページアドレス】

（通知文等）

<http://www.pref.osaka.jp/shigaku/info/index.html>

（体罰の実態把握にかかる報告について [大阪府における報道発表]）

<http://www.pref.osaka.jp/hodo/index.php?site=fumin&pageId=14128>

（注）文部科学省の通知本文中「2（2）報告及び相談の徹底」において、体罰等の報告・相談があった場合、学校の管理職が教育委員会に聴取結果等を報告することとされていますが、私立学校については、教育委員会への報告は不要です。

（お問い合わせ先）

大阪府府民文化部私学・大学課

小中高振興グループ 島 田 （06-6941-0351 内線 4817）

幼稚園振興グループ 上 田 （ " 内線 4860）

専各振興グループ 久 才 （ " 内線 4862）